

令 和 7 年 度 公 募
認知症対応型共同生活介護
設置運営事業者公募要項
【黒瀬圏域】

令 和 7 年 9 月
東 広 島 市

令和7年度公募 認知症対応型共同生活介護設置運営事業者公募要項

1 東広島市が求める事業者像

東広島市では、地域共生社会の実現に向け、高齢者が要介護状態になっても社会の一員であるという意識を持つことができ、高齢者一人ひとりが地域とのつながりを構築できる環境、また、地域の方と協働し高齢者だけでなくすべての人が支えあいながら住み慣れた地域で暮らすことができる社会を目指しています。

この実現には、介護施設が地域の拠点となり、その専門性を活かして地域へ情報発信を行ったり、地域と積極的に交流を図るなど、日頃から利用者が地域とつながりを持てる仕組みづくりが不可欠です。

そして、地域の高齢者等の情報を把握することで、高齢者が要介護状態になった後も、住み慣れた地域で生活を続けられるための取組みも必要です。

更に、令和6年1月に施行された認知症基本法にあるように、認知症になっても、本人の尊厳を保ち、希望を持って自分らしい暮らしができるよう、本人視点で自立生活を支援することが重要だと考えています。

2 公募の趣旨

第10次東広島市高齢者福祉計画・第9期東広島市介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）に基づき、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）を整備するにあたり、令和6年7月及び令和7年6月に当該介護サービスについて公募しましたが、選定数が計画整備数に達しなかったため、この介護サービス事業の実施に意欲のある事業者を再々公募します。地域との交流・連携の取組みや認知症高齢者主体のサービス提供に係る提案も評価に加え、設置及び運営する予定の事業者（以下、「設置運営事業者」という。）を選定します。

応募にあたっては、上記事業計画及び1の「東広島市が目指す地域共生社会」の趣旨をご理解いただき、既存のサービスに捉われない、柔軟かつ創意工夫のある支援やサービス、地域交流を行う施設の提案をお待ちしております。

なお、この要項は令和7年度～令和8年度の整備に関するものです。

3 公募するサービス

- (1) 公募サービス 認知症対応型共同生活介護（サテライト型を含む。）
- (2) 公募事業所数 2ユニット分
- (3) 公募地域 黒瀬圏域
- (4) 開設時期等 指定を受けて、令和9年4月1日までに開設

※この要項に基づく応募は、1法人につき1事業所とします。新規に開設する形での応募の場合、1事業所は2ユニットで構成するものとします。また、既にある事業所にユニットを増設する等の形での応募の場合、1ユニットでの応募も可としますが、既存のユニットを含めて最大3ユニットまでで構成するものとします。

※今回公募する事業所に他の事業（総量規制を行っている事業を除く。）（福祉事業に限らない。）を併設することも可能です。併設事業を行う場合は、当該事業の内容を含めた開設計画書等を提出するとともに、図面等で併設事業所の状況が分かるようにしてください。なお、選定後の事業計画の変更による併設事業は認められませんのでご注意ください。また、併設が可能である旨を、関係する官公署に必ず確認しておいてください。

(例) 障害者総合支援法に基づく指定共同生活援助（グループホーム）等

お問合せ先	電話番号	お問合せ内容
広島県健康福祉局障害者支援課	082-513-3161	設備基準、人員基準に関する事 サービス内容に関する事

※既存の認知症対応型共同生活介護事業所を廃止しての応募は認められません。

※審査方法については、「11 設置運営事業者の選定方法」をご確認ください。

4 応募要件【以下の要件をすべて満たしていることが条件です。すべてを満たしていない場合は欠格となり、選定の対象外となります。よくご確認の上ご応募ください。】

- (1) 介護保険法第78条の2第4項各号及び第115条の12第2項各号に定める欠格事項に該当しない法人であること。
- (2) 東広島市又は法人の主たる事務所の所在する市町村税の滞納がないこと。
- (3) 整備及び事業の運営を直接行う法人であること。
- (4) 「東広島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年東広島市条例第34号）」など介護保険関係等の基準を満たし、その他関連する法令等にも適合していること。
- (5) 法人又はその代表者及び役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、それらの利益となる活動を行う団体及び同条第6号に規定する暴力団員に該当しないこと。

※市条例につきましては、東広島市ホームページでご確認ください。

http://www.city.higashihiroshima.lg.jp/reiki_int/reiki_kana/r_50_si.html

5 公募スケジュール（予定）

令和7年9月 9日（火）～	公募に関する質問受付開始
～10月 6日（月）	公募に関する質問受付締切
10月14日（火）～	公募申込書受付開始
～11月 7日（金）	公募申込書受付締切
令和8年1月16日（金）	プレゼンテーション、審査、選定
1月下旬	選定事業者の決定

6 応募の手続等

(1) 応募申込書の提出

本公募の応募者は、応募申込書(様式1)及び添付書類(8 応募申込の提出書類一覧を参照)を提出してください。

提出時には、添付資料の不足、所定様式への記載もれ等の形式審査のみ行います。受付期間終了後は応募書類の差し替えを一切認めませんので、記載誤り等不備がないよう十分確認の上、提出してください。なお、一度提出された書類は返却しません。

(2) 受付期間及び受付場所等

応募者は、次に従って提出してください。

受付期間	令和7年10月14日(火)から 令和7年11月7日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
受付時間	午前9時から午後5時まで
受付場所	〒739-8601 広島県東広島市西条栄町8番29号 東広島市健康福祉部介護保険課介護給付係(市役所本館2階) 電話 082-420-0937
応募書類	① 応募申込書(様式1)(添付書類(1)～(5)含む。) 1部 ② 開設企画書(添付書類(6)は別冊とする。) 9部(1部正本、その他コピー可。) ※開設企画書の正本以外の8部につきましては、審査判定に用いるため、公平性を保つためにも、応募者が特定できないよう、法人名、法人名を類推させる事項等は、一切記入しないでください。また、既に記載のある書類については、黒塗りするなどしてください。
※1 上記期間外の提出は受け付けませんので、期限を厳守してください。 ※2 来庁して提出される場合は、事前に提出日時を電話で予約してください。 ※3 郵送等による提出も可としますが、必ず送達を確認してください。 (介護保険課から受領の連絡等はいりません。) ※4 書類の不備があった場合、收受せず返戻します(この時点では内容については確認しません。)。受付期間中に再提出されなかった場合は、応募がなかったものと扱います。	

(3) 提出書類の修正及び追加資料等の提出の依頼について

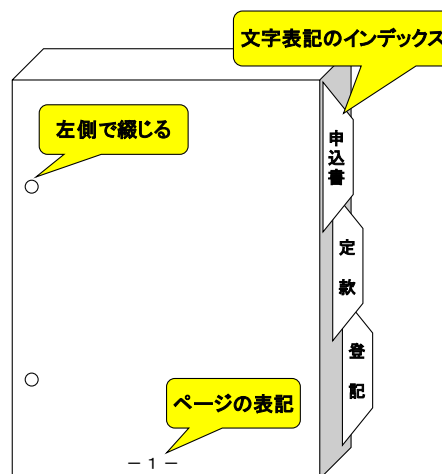
提出された応募書類について審査判定上の疑義があるときは、内容についての確認や応募書類の修正を依頼する場合があります。また、追加資料等の提出を求める場合がありますので、予めご了承ください。

7 提出書類の体裁及び留意点

提出書類の体裁は、次のようにしてください。

- A4判（縦位置横書き、両面印刷可）図面はA3判（A4判3つ折り、青焼き不可）とすること。
- 全体の目次をつけ、左側2か所で綴じること。
- 仕切り紙や白紙面はページ数に含めないこと。
- 項目ごとにインデックスをつけること。
- 白黒印刷とすること（写真以外）。
- 本公募と関連のない営業等の書類は添付しないこと。
- 全体をファイル、バインダー等で綴じること。
- 応募申込書（様式1）と開設企画書は別冊にすること。

応募書類のイメージ（例）



8 応募申込の提出書類一覧

応募には、次の書類を提出してください。なお、紙媒体以外の提出は受け付けません。

項 目		内 容	様 式
応募申込書		所定の様式	様式1
添 付 書 類	(1) 定款又は寄附行為	最新のもの（法人代表者が原本証明したもの）	様式自由
	(2) 法人登記簿謄本	応募前3か月以内に発行されたもの（原本）	様式自由
	(3) 納税証明書	納税証明書（東広島市又は法人の主たる事務所の所在する市町村税の滞納がない証明。令和6年8月31日以前に納付すべき市町村税について提出すること。）	様式自由
	(4) 法人の概要	①法人の経歴・実績 ②法人の基本的事項 ・法人等代表者経歴書（様式2） ・管理者経歴書（様式3） ・誓約書兼同意書（様式4） ③法人の概要（パンフレットでも可） ④現在運営している施設及び事業に関する資料 ・介護保険事業の実施状況一覧（様式5） ・過去の指導状況等（様式6） ・施設・事業所の運営形態、理念、方針 ・事業内容、規模 ・特色、施設の構成 ・敷地面積、建床面積 ・その他	様式2 ～ 様式6 指定様式 がないも のは様式 自由
	(5) 土地立入承諾書	土地所有者の同意を証する書類	様式7
	(6) 開設企画書	別表のとおり（応募者が任意に作成した別紙資料は、審査には用いません。）	別表 (P.5 参照)

別 表

開 設 企 画 書 の 内 容	項 目	内 容	様 式
	1. 設置の主体	①介護保険サービス事業を運営するにあたっての理念、基本方針等 ②認知症対応型共同生活介護を運営するにあたっての理念、基本方針、 応募動機等（福祉分野への貢献に対する法人の考え方等）	様式 8
		③直近 3 年間の財務状況	様式 9
		④直近 3 年間の決算関係書類（財務諸表、貸借対照表、損益計算書、 勘定科目内訳書に類する書類等）の写し及び法人代表者の原本証明	様式自由
	2. 特徴ある取組み	①地域交流の促進・地域貢献 ②住み慣れた地域での継続的な支援 ③当事者主体のサービス提供	様式 1 0
	3. 事業所の管理運営	①開設資金計画書 自己資金や寄付金など収入に関する資金の確保について確認できる 書類（贈与確約書、預金残高証明書等）	様式 1 1
		②資金の借入先 融資証明書（福祉医療機構の場合は、事前協議報告書等）、借入金の 確保について確認できる書類	
		③収支計画書 収入の積算根拠、人件費の積算根拠を含む。併設するサービスがあ る場合は、サービスの種別ごとに作成のうえ、施設全体の収支計画 書も作成。	様式 1 2
		④利用者確保への取組み ⑤生産性向上に資する効率的な運営に向けた方策 ⑥法人の代表者 ⑦管理者（予定者） ⑧職員の資格及び配置 ⑨職員研修計画、職員の育成、キャリアアップ及び離職防止を図るた めの方策 ⑩サービスの質を向上させるための目標・方策 ⑪認知症ケアの取組み ⑫医療との連携・看取りについての取組み ⑬体制整備 ⑭利用者等の苦情処理体制・個人情報保護・安全対策・緊急時の対 応等 ⑮衛生管理 ⑯施設の利用料金表 ⑰家族・住民の意見をサービス・施設運営に反映する取組み ⑱防災体制の整備 ⑲感染症対策への取組み	様式 1 3
		⑳従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表	
			様式 1 4
	4. 整備予定の土地・ 建物	①計画施設の概要	様式 1 5
		②土地・建物の登記事項証明書（全部証明事項）及び公図の写し ③売買契約書（確約書）の写し、賃貸借契約書（確約書）の写し、贈与 確約書の写し等用地の確保が確認できるもの	様式自由
		④整備予定地の抵当権設定状況一覧表	様式 1 6
		⑤建物の配置図、位置図（付近見取図）（S：1/500 程度）、 建物平面図及び立面図、各居室等の面積一覧表など	様式自由
		⑥近隣住民等に対する説明会等の報告書	様式 1 7
		⑦整備に係る関係部署との事前協議報告書	様式 1 8
		⑧開設までのスケジュール	様式 1 9

※記載する内容については、別紙の「認知症対応型共同生活介護設置運営事業者選定基準」を参

照してください。

※所定様式以外の用紙の大きさはA4版に揃えてください。

※契約者同士で原本を保管する必要があるもの（売買契約書等）の写しは、法人代表者が原本証明したものを提出してください。

※所定様式にある枠については、必要に応じ拡大、縮小しても構いません。ただし、仕切り紙や白紙面はページ数に含めず、開設企画書の冊は、「決算関係書類」を除いて100ページ以内としてください。

※応募様式の文字フォント、サイズに指定はありませんが、極端に小さいなど見えづらくなならないように作成してください。

9 応募する際の留意事項等

- (1) 開設企画書は、別紙の「認知症対応型共同生活介護設置運営事業者選定基準」を参考にして、特色のある取組等アピールしたい内容を具体的に記載してください。
- (2) 本公募は、認知症対応型共同生活介護を運営する事業者の決定を行うものであり、指定事業者として指定されることを保証するものではありません。
- (3) 整備予定地の確保が未確定な場合、審査の対象となりません。安定的かつ継続的な施設の運営を確保するため、整備予定地については、原則として応募者が所有する土地とします。土地を借地により整備する場合、賃貸借契約の場合などで目的物件が確定していることが必要となります。
- (4) 宅地造成、開発行為、農業振興地域（農用地区域からの除外）、災害の危険区域等については、事前に関係機関と十分協議し、計画期間内に開設できるよう確認・調整してください。計画期間内に開設できないことが判明した場合は、設置運営事業者の対象外となる場合があります。
- (5) 開設企画書の提出前に原則、近隣住民に対する説明会を行い（文書の回覧による周知・意見収集も可）、その結果等を（様式17）により提出してください。地元説明会等を行うにあたっては、「今回の説明は、東広島市に認知症対応型共同生活介護の開設企画書を提出するに当たっての事前説明であり、現時点では事業所整備が決定したものではない。」という前提を説明した上で、開設予定地周辺の自治会（自治会に入会していない住民にも配慮してください。）や隣地地主に対して「事業所の規模、構造及び用途」、「日照への影響」などの予定又は見込みについての説明を行ってください。

なお、事業所整備に対する反対意見や運動があった場合の具体的な対応策を示してください。

- (6) 本公募による認知症対応型共同生活介護の整備に関する補助金等については、現時点で有無及び額等が確定していません。国又は県からの補助金等を想定しての資金計画は行わないでください。国又は県からの補助金等の活用が可能な場合には、選定後に適宜ご案内します。

なお、市単独の補助はありません。

- (7) 応募書類の提出後、東広島市職員が開設予定地の現地調査を行う場合がありますので、予め現在の土地所有者の同意を得て、土地立入承諾書（様式7）を添付ください。
- (8) 応募の有無など、他の応募者に係るお問合せには、一切応じられません。
- (9) 本公募の応募にかかる費用は、すべて応募者の負担とします。また、審査で選定されなかった場合や失格又は選定の取り消し等があった場合でも、応募者が要した経費その他法人が要する負担について東広島市は一切負担しません。
- (10) 応募者が応募にかかって、特許権、実用新案権その他法令に基づいて保護されている権利を侵害し、第三者に損害を与えたときは、その責任の一切を応募者が負うこととします。
- (11) 法人又はその代表者及び役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、それらの利益となる活動を行う団体及び同

条第6号に規定する暴力団員に該当しない者であることを、対象者の氏名、生年月日等の個人情報に基づき、広島県警察本部にその該当の有無を照会するため、誓約書兼同意書（様式4）を提出してください。

(12) その他、下記の関係省令・解釈通知などの内容を十分に理解・確認のうえ応募してください。

- ・東広島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年東広島市条例第34号)
- ・東広島市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成24年東広島市条例第35号)
- ・地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第126号)
- ・地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第128号)

(13) 上記(12)の条例等にかかわらず、1つの事業所に設ける共同生活住居数は2ユニットとしてください（既存の施設への増設の場合は、合計で3ユニットまで。）。

(14) 事業所の整備予定場所は、ニーズや地域バランスを十分考慮し、同種の事業所が偏らないように配慮してください（既存の施設への増設の場合を除く。）。

(15) 開設企画書に記載された内容で評価に影響を与えるものは、原則として10年間は遵守して運営してください。

なお、国庫補助金等を受けて事業開始された場合において、事業廃止又は用途の変更等をしたときは、補助金等の返還を求められることがあります。

(16) 提出された書類は、地域密着型サービス事業者の選定以外の目的には使用しません。

(17) 次の行為を行った場合には、審査の対象外となり、失格とされることがあります（選定後に行為を行っていたことが判明した場合には、選定を取り消す場合があります。）。

ア 公募申請書の提出後に事業計画を変更したとき（軽微な変更を除きます。）。

イ 応募の書類の内容に重大な不備がある、又は虚偽の記載があるとき。

ウ 本市の職員に対して、選定評価に係る働きかけを行ったとき（関係者を通じた働きかけを含みます。）。

エ 本市が必要に応じて提出を求めた書類等の提出を、正当な理由なく拒んだとき。

※公募申請書の提出後は、選定に係る問い合わせには応じかねます。関係者を通じた問い合わせについても同様です。選定・不選定のいずれの場合にも、決定後、速やかに郵送で通知しますので、通知の到達をお待ちください。

10 質疑応答

(1) 本公募に関する質問は、(様式20)により令和7年9月9日(火)9時から10月6日(月)17時までに電子メール又はファクシミリで介護保険課に送信してください。送信後、介護保険課へ確認の電話をしてください。

電子メールで質問を送信する場合、件名を「令和7年度事業者公募に関する質問(法人名)」としてください。来庁や電話による質問は受け付けません。

東広島市介護保険課 電子メールアドレス：hgh200937@city.higashihiroshima.lg.jp

ファクシミリ番号：082-422-6851

(2) 本公募に関して寄せられた質問に対する回答は、質問受領後、原則5日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）以内に、東広島市ホームページに随時掲載します。

11 設置運営事業者の選定方法

(1) 設置運営事業者の審査及び決定

設置運営事業者は、プロポーザル方式により選定します。設置運営事業者は、有識者等で構成する選定委員会での審査を基に、東広島市長が決定します。

(2) 審査の方法

- ア 別紙「認知症対応型共同生活介護設置運営事業者選定基準」に基づき、応募申込書、開設企画書、プレゼンテーション及びヒアリングにより、計画の内容や指定基準を満たすかどうか、本事業に対する考え方、理解度及び運営体制等を項目別に評価し、点数化します。
- イ 応募者にはプレゼンテーションを行っていただきます。プレゼンテーションには事業を行う法人のみが参加できます。なおプレゼンテーションについては、別途通知します。
- ウ 審査・採点の結果、得点が60%に満たない場合は選定しません。
- エ 得点の高い応募者から順に、公募ユニット数の2ユニットを超過しないように選定します。その結果、公募ユニット数を超過した場合には、超過した応募者を選定せず、下位の繰り上げも行いません。この時点で選定を終了します。

(例) 第1位が1ユニット、第2位が2ユニット、第3位が1ユニットでの応募の場合
第1位と第2位を合計すると3ユニットになるため、第2位の応募者は選定されません。第1位と第3位を合計すると2ユニットになりますが、下位の繰り上げは行わないため、第3位も選定されません。第1位のみを選定し、公募ユニット数を満たさない状態で、選定を終了します。

- オ 本公募の審査結果は、次回以降の選定に影響はありません。
- カ 応募者がいないとき及び選定に至らなかったときは、再度公募する場合があります。

1.2 審査結果の通知及び公表

(1) 審査結果の通知

審査の結果は、すべての応募者に文書で通知します。(令和8年1月下旬予定)
結果を通知するまでは、審査に関する問い合わせには一切応じられません。
なお、審査結果に対する質問や異議は受け付けられません。

(2) 指定予定事業者の公表

決定した指定予定事業者の名称は、東広島市ホームページで公表します。
選定結果は最終的なものを公表します。途中経過は公表しません。

1.3 選定後の手続き

選定により指定予定事業者となった場合は、**原則として辞退できません**(法人の解散等やむを得ない事由と認めた場合を除きます。)。選定後の権利譲渡も認められません。指定予定事業者には、書面により事業実施の意思確認を行います。その後、施設の建設等に着手し、人員配置等の準備を完了、若しくは完了の見込みが立った上で、認知症対応型共同生活介護の指定申請を東広島市に行っていただき、基準を満たしていること及び現地の確認等を行った後に指定します。

なお、指定申請の内容を審査した結果、指定基準等を満たしていない場合や、公募の開設企画書と大きく齟齬がある場合は、指定しない場合があります。

応募時の提出書類にある工程表どおり、各種手続き、建築工事等が行われているか確認するため、進捗状況を報告していただきます。災害等、事業者原因によらない理由で令和9年4月1日までに開設できない場合は、個別に協議の上、認めることがあります。

また、選定後においても、開発行為の遅延など他法令との関係で、計画どおりの開設が見込めない場合、及び応募書類の内容に虚偽があったことが判明した場合、並びに本市と協議すること

なく計画内容を変更した場合は、選定を取り消すことがあります。

設置運営事業者として決定されたにもかかわらず、決定を取り消された者又は正当な理由なく辞退した者は、決定を取り消された日又は辞退した日から起算して3年間、本市の介護保険事業計画に記載の介護保険施設等事業者の公募に応募できません。ただし、設置運営事業者として決定される前の辞退は可能です。

別紙 認知症対応型共同生活介護設置運営事業者選定基準

評価項目	評価のポイント	配点（点）	
1. 設置の主体			
運営理念と方針、応募動機	法人の運営理念、運営方針及び本公募に応募した動機が明確、かつ、本市の事業計画及び求める施設像と合致しているか。	10	20
運営実績	高齢者保健福祉事業等の適切な運営実績があるか。他の自治体を含め、過去5年間に行政処分等を受けたことがないか。また、運営指導等で指摘された事項を既に是正しているか。	5	
経営状況	過去3年間の法人の経営状況が良好であるか。	5	
2. 特徴ある取組み			
地域交流の促進・地域貢献	地域共生社会の実現に向け、利用者と地域住民が交流するための工夫や取組みがあるか。また、地域との連携を図り、地域拠点としての役割を担うための計画があるか。	10	20
住み慣れた地域での継続的な支援	入居前から住民と関り、高齢者が要介護状態になった後も、住み慣れた地域で生活が続けられるための取組みがあるか。	5	
当事者主体のサービス提供	認知症基本法に基づき、認知症になっても、利用者のできること・やりたいことを尊重し、自分らしく暮らすための当事者主体のサービス提供体制があるか。	5	
3. 事業所の管理運営			
運営・資金計画の実行性	利用者確保の計画、建設・運営に係る資金計画に実行性があるか。また、生産性向上に資する効率的な運営に向けた具体的な方策があるか。	10	45
職員の処遇・質の向上	介護保険法等に基づいた職員の配置や雇用の見込み、適切な研修の機会を確保する計画、雇用の安定を図る具体的な方策があるか。	5	
サービスの質の向上	サービスの質を向上させるための目標・方策があるか。（特色のある設備や取組など）	5	
認知症ケア	認知症ケアについて、具体的かつ創意工夫のある取組みがあるか。	5	
医療連携・看取り	医療との連携、看取りについての取組みがあるか。	5	
利用者の処遇	苦情処理・個人情報保護・衛生管理・安全対策等の適切な対応が取れるよう計画されているか。	5	
家族・地域の意見の反映	施設運営やサービス内容に、家族や地域住民からの意見を反映させる計画があるか。	5	
防災・感染症対策	大規模災害、感染症予防・拡大防止への対策を整えているか。	5	
4. 整備予定の土地・建物			
整備予定地・周辺の環境	整備予定地は良好な環境か。また、閉鎖的でなく、地域住民や家族が訪れやすい環境整備がなされているか。	5	15
建物の構造	利用者にとって安全かつ快適な生活に配慮した構造になっているか。	5	
関係機関等との協議・スケジュール	地域住民の理解を得たうえで、関係機関へ相談・協議し、建築可能である確認をしているか。また、開設までのスケジュールに無理はないか。	5	
合 計		100	